

世田谷区立富士中学校
いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月
世田谷区立富士中学校
(平成 3 0 年 4 月改定)
(令和 4 年 4 月改定)
(令和 5 年 4 月改定)
(令和 7 年 4 月改定)

心身ともに健全な生徒を育成することは、中学校教育の重要な使命であり課題である。このため、学校はすべての生徒の豊かな学校生活を願って、日々教育活動の充実に努めている。いじめ問題は、生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上で見逃すことのできない重要な問題である。これまで、本校ではこの問題に対して、いじめは決して許されないことであり、いつでもどこでも、どの学校にも起こりうるものであるという認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めてきた。

平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、「世田谷区立富士中学校 いじめ防止基本方針」を策定して、いじめ防止に取り組んできているところである。

社会においては、依然としていじめの発生、あるいはいじめの疑いにより自殺する事案が発生するなどの状況が続いており、生徒の健全育成上の大きな課題として捉えることが必要である。

そこで、本校でもいじめ問題の対応について、常に見直し改善を図り、改めて本校の現状に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

世田谷区立富士中学校いじめ防止基本方針

＊は、「いじめ防止対策推進法」の関連条文

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

いじめを見落とすことがないよう、いじめを受けた生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

＊「いじめ防止対策推進法」3条

4 いじめに関する基本的認識

- (1) いじめは重大な人権侵害である。
- (2) いじめは誰もが加害者にも被害者にもなりうる可能性がある。
- (3) いじめは、いじめられる側にも非があるなど、いじめを正当化することは許されない。
- (4) いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめを許すことである。いじめを見て見ぬふりをすることはいじめに加担していることと等しい。

5 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

＊「いじめ防止対策推進法」4条

6 学校及び学校の教職員の責務

学校及び本校の教職員は、上記3の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

＊「いじめ防止対策推進法」8条

7 保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

＊「いじめ防止対策推進法」9条

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

いじめは、どの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものである。ま

た、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることや、被害生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

(1) いじめの未然防止

すべての生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が生徒の多様性を認めることで、すべての生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。

また、いじめが生まれにくい環境づくりにつながるよう、すべての教育活動を通じて、人権教育、道徳教育及び体験・体感活動の充実を図り、生徒が自らいじめの問題について考える主体的な活動を推進する。

さらに、年3回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。

【具体的な取り組み】

- 「特別の教科 道徳」の時間は、道徳的価値について生徒が考え、議論しながらよりよい生き方を求める時間とする。
- 「Q—U」調査及び「hyper Q—U」調査を行い、学級への満足度や対人関係を営むためのスキルの獲得の状況を、学級経営に活かす。
- 1年生を対象にいじめ防止プログラムを実施する。また、全学年で「SNS 東京ノート」を活用した情報モラル教育を行う。
- SNS富士中ルールの周知を図り、家庭と連携しながら、健全な情報機器環境づくりに努める。
- 生徒会活動による「いじめ防止等の活動」を推進する。
- ふれあい月間（6月・11月・2月）の取組を通して、意識啓発をする。
- キャリア教育を通しての体験活動の推進（職場体験・上級学校訪問・ボランティア活動等）を図る。
- いじめ防止に関わる校内研修の実施とPTA等への啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査や全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校における教育相談体制の充実を図る。また、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。

いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、背景にある事情の把握に努め、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

【具体的な取り組み】

○定期的な調査を年4回実施する。(5月、9月、11月、1月)

○生活指導部会を中心に生徒の情報連携を強くし、生徒の多面的理解を図る。

○生徒、保護者及び教職員がいじめに係る相談ができるよう体制を整備する。

※スクールカウンセラーの機能を周知するとともに、1年生生徒には全員面接を実施する。

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的かつ迅速に対応していく。

また、学校としてできることとできないことを明確にして、被害児童・生徒及び保護者に対して丁寧な説明をするように努める。

【具体的な取組】

○いじめは疑いの時点で、速やかに管理職に報告し、学校組織を挙げて実態の把握に努める。いじめを認知した場合は、校長のリーダーシップの下、いじめられた生徒の心情に寄り添い、早期の解決を約束する。また、教育指導課への第一報を行う。

○いじめを、学級内の問題として捉えるのではなく、学年体制あるいは学校体制をもって、いじめた生徒と傍観していた生徒のそれぞれに最善の指導を行う。

○いじめた生徒・いじめられた生徒双方の保護者への情報提供を迅速かつ正確に行い、家庭での教育の重要性を踏まえ、協力を求める。また、対応終了によっていじめが解消したと判断するのではなく、継続的に見守り、いじめられた生徒からの聞き取りを続け、保護者との緊密な連携にも努める。

※「いじめ防止対策推進法」23条

(4) 家庭や地域、関係機関等との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくため、家庭や地域の方々、関係機関等との連携を推進する。

(5) 警察と連携した的確な対応

警察と、生徒の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる

連携体制を構築するとともに、いじめ事案への確に対応するために必要に応じて教育的意義や果たすべき役割等を明確にした上で警察への相談・通報を行う。

2 いじめ防止等のための組織と教職員の資質向上

(1) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等を実効的に取り組む組織(富士中学校いじめ防止委員会)を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。

○構成員…校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、各学年主任、
スクールカウンセラー(2名)

○開催…週1回(運営委員会)を原則とし、いじめの事案により臨時に開催する。

○活動内容

- ・いじめの早期発見をはじめ、実態把握に関すること。
- ・いじめ防止等に関する対策の立案に関すること。
- ・いじめの事案の対応に関すること。

※ 重大事態が発生した場合には、教育委員会への報告とともに連携して、事実関係を明確にするための調査を実施する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、些細な兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。

(2) いじめの防止等のための対策に努める教職員の資質の向上

教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施するとともに定例の会議等を活用し、都の人権教育プログラムなどによる管理職等による指導助言、情報提供を行う。

※ 「いじめ防止対策推進法」18条

3 本校に係る重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ いじめられた生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申

立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態調査の概要及び調査の目的

この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

重大事態調査は、対象児童・生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査である。

(3) 本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している富士中学校いじめ防止委員会などを中心に、重大事態に対処する。その際、被害生徒の保護者等の理解を得て、学校運営委員会やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をし、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会を通して区長及び各教育委員にも報告される。

第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。

別紙

いじめの認知、または、いじめに関する情報入手場合の基本的な対応方法

- 1 管理職に報告
- 2 校長の指示の下、学年主任と生活指導主任が情報共有をして対応

(1) 事実関係の把握

- ①いじめを受けた生徒からの聞き取り（担任を中心に学年体制で）
- ②いじめを行った生徒からの聞き取り（担任を中心に学年体制で）
- ③いじめに直接関与していない生徒からの聞き取り（質問紙や面談など）

- 1 事実関係の確認と指導方針の決定
（管理職・当該学年・生活指導主任）
- 2 いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒それぞれの保護者に連絡
（担任が行うことを原則とし、経緯と今後の指導について説明）

(2) いじめ解決のための指導

- ①いじめを行った生徒に対しては、その行為の醜さを毅然と指導する
（担任を中心に学年体制で。必要に応じて管理職や生活指導主任も指導する）
- ②いじめを受けた生徒に対しては、再発を全力で防ぐことを伝える
（担任を中心に。必要に応じて管理職や学年主任・養護教諭も加わる）
- ③いじめの認知があった学級では、いじめを許さない学級づくりを指導する（担任）
- ④いじめを受けた生徒やいじめの認知があった学級には、養護教諭やスクールカウンセラーが関わることに努め、生徒の心の安定と教育相談の強化を図る

- 1 指導の成果の確認と再発防止方針の決定
（管理職・当該学年・生活指導主任・養護教諭）
- 2 いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒それぞれの保護者に連絡
（担任が行うことを原則とし、指導の成果と再発防止方針を説明）

(3) いじめの指導後の観察

当該児童と学級の様子は、指導後も多くの職員が見守り、状況を管理職に報告する謝罪や反省をもって、いじめの解消と判断するのではなく、いじめられた生徒の心情に沿って対応を継続する